

報告第 2 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年12月26日

足立区長 近藤 弥生

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月26日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第73号

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

足立区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「79万3,000円」を「78万3,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。